

定期預金共通規定

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換え、あるいは通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

2. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。また、通帳式の場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前6条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また法令に基づく場合も同様に出来るものとします。
- (5) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

3. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等)

- (1) 証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 証書(通帳)を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

4. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときも、同様に、届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

5. (印鑑照合)

証書(通帳)、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

6. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書(通帳)は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

7. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書の受取欄に届出の印章により記名押印または通帳式の場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し証書または通帳とともに直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8. (規定の適用)

この預金は、本規定のほか反社会的勢力との取引拒絶に関する預金取引追加規定を適用します。

9. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合

には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれ が合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

10. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

この預金取引における休眠預金等活用法に基づく異動事由として当組合が取扱う事由を当組合のホームページに掲示します。

11. (休眠預金等活用法に係る最終移動日等)

- (1) この預金は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に関する規定が適用されるものとし ます。

- ① 当組合ホームページ「休眠預金等活用法に係る預金の異動事由」に掲げる異動が最 後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものにつ いては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項に定める日
- ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を發 した日。ただし、当該通知が預金者に到着した場合または当該通知を發した日から 1 か月経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知 した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意志によらないで返送されたとき を除く。）に限ります。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった 日

- (2) 第 1 項第 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、 次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日 とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあたっては、初 回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと
当該事由が生じた期間の満期日
 - A. 異動事由（当組合のホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいい ます。）
 - B. 当組合が休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を發したこと。た だし、当該通知が預金者に到着した場合または当該通知を發した日から 1 か月経過し た場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日の うちいずれか遅い日までに通知が預金者の意志によらないで返送されたときを除 く。）に限ります。

- ③ 法令または契約にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止された場合
当該支払い停止が解除された日
- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象になったこと
当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約に基づく振り込みの受け入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）
当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

12. 定期預金の通帳取引に係る預金の最終移動日等

定期預金通帳内の各定期預金のいずれかに将来にわたる債権の行使が期待される事由 [2.（2）において定める事由をいいます。]が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱いします。

13. 休眠預金等代替金に関する取り扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき、この預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。
- (2) 前項の場合、預金者は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において当組合が承諾したときは、預金者は当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - ① この預金について、振り込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いに係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと
- (4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - ① 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業

務の委託を受けていること。

- ② この預金について、第 3 項第 2 号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
- ③ 前項にもとづく取り扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上